

武器輸出の抜本的な緩和に抗議し、撤回を求める声明

内閣総理大臣 高市早苗 殿

政府は2026年3月21日、「防衛装備移転三原則」とその運用指針を改訂しました。これにより、これまで非戦闘目的に限定されていた「5類型(救難・輸送・警戒・監視・掃海)」の枠組みが事実上撤廃され、戦闘機や戦車などの殺傷能力を持つ武器の輸出が原則として容認されることとなりました。高市首相は、同盟国等との抑止力強化や国内の継戦能力向上、さらには日本経済の成長をその理由として説明しています。しかし、私たち岩手県生活協同組合連合会は、日本の平和主義のあり方を根本から変えかねない今回の決定に対し、以下の観点から深く憂慮し、抗議とともに撤回を求めます。

1. 国民的議論と国会による民主的統制の欠如 今回の改訂は、わが国が半世紀以上にわたって守り続けてきた「武器輸出を慎む」という慎重な姿勢を大きく変えるものです。これほど重要な方針転換が、国会での十分な審議や国民的議論を経ることなく、閣僚のみの判断で進められたことは極めて遺憾です。また、今後の輸出に際しても国会の承認を不要とする運用は、時の政権の判断ひとつで輸出範囲が際限なく広がる恐れがあり、歯止めのない拡大解釈につながる懸念を拭えません。

2. 「平和国家」としての歩みと憲法理念への懸念 わが国はこれまで、国際紛争を助長しないという平和憲法の理念に基づき、武器輸出に対して抑制的な姿勢を保ってきました。これが国際社会における日本の信頼の礎となってきました。殺傷能力のある武器の輸出を広く認めることは、憲法が掲げる「平和的生存権」の精神を空洞化させ、周辺諸国との緊張を不必要に高めるリスクをはらんでいます。経済成長の手段として武器輸出を選択することは、長期的に見てわが国の平和と安全に資するものとは考えられません。

3. 第三国転移や目的外使用のリスク 一度国外へ渡った武器がその後どう使われるのかを知ることはできません。輸出時には想定していなかった「第三国への転移」や、本来の目的以外での「紛争地での使用」が行われるリスクを否定できません。日本製の武器が、意図せず他国の人々を傷つける事態を招くことは、私たちが最も危惧するところです。

私たち生協は、戦後「平和とより良き生活のために」という願いのもと、地域に根ざした活動を続けてきました。武力による解決ではなく、国際法を遵守し、軍縮と対話による平和外交を追求することこそが、21世紀の国際社会における日本の役割であると確信しています。政府におかれましては、今回の武器輸出の全面解禁を直ちに撤回し、国民の声に耳を傾け、憲法9条の理念に沿った誠実な政治を行うことを強く求めます。

2026年5月7日 岩手県生活協同組合連合会理事会